

20 サービスの提供の記録

○指定訪問看護を提供した際は、具体的なサービス内容等を居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記録すること。

○利用者から申出があった場合は、文書交付などで提供すること。

【指導事例】

* サービス提供記録を記載していない日がある。

* サービス提供の記録が不十分。

- ・ 実際のサービス提供時間を記載していない。
- ・ 実際に行ったサービスの具体的な内容が不明確。
- ・ 利用者の心身の状況等の理由により、実際の訪問看護の内容が訪問看護計画と相違した場合に、相違の理由等を記載していない。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(サービスの提供の記録) 第78条(第23条を準用) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。	第3の三の3(7)(第3の一の3(16)を参照) (16)サービスの提供の記録 ① 居宅条例第23条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日、提供時間、内容(例えば、身体介護、生活援助、通院等のための乗車又は降車の介助の別)(※例示は、訪問看護の内容)、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。 ② 同条第2項は、当該指定訪問看護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。 また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。 なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅条例第41条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第52条の14)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

2 1 利用料等の受領及び領収証

- 通常の事業の実施地域内で、利用者から交通費の支払を受けることはできない。
- 利用者から徴収する費用については、あらかじめ運営規程等にその料金を定め、利用者又はその家族に当該内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 【指導事例】
- * 通常の事業の実施地域内において、交通費を徴収していた。
 - * 通常の事業の実施地域内において、夜間緊急訪問に要した交通費を徴収していた。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(利用料等の受領) 第70条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定訪問看護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。 4 指定訪問看護事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。	第3の三の3(2) (2) 利用料等の受領 ① 居宅条例第70条第1項、第3項及び第4項については、第3の一〔訪問介護〕の3の(17)の①、③及び④を参照されたこと。 ② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る費用の額と、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる健康保険法上の指定訪問看護の費用の額の間に不合理な差異を設けてはならないこととしたものであること。 なお、そもそも介護保険給付、医療保険給付又は訪問看護療養費の給付対象となる訪問看護と明確に区分されるサービスについては、第三の一の3の(17)の②のなお書きを参照されたいこと。 第3の一〔訪問介護〕の3 (17)利用料等の受領 ① 居宅条例第24条第1項は、指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問看護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法第50条若しくは第60条又は第69条第5項の規定の適用により保険給付の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものである。 ② (略) ③ 同条第3項は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができるとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

	る。 ④ 同条第4項は、指定訪問看護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。 第3の一の3(17)② なお、指定訪問看護のサービスとは別に、介護保険外サービス(介護保険給付の対象とならない、指定訪問看護のサービスと明確に区分されるサービス)を提供する場合には、利用者によりわかりやすいように、指定訪問看護事業とは別事業として分けし、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。 イ 利用者に、当該事業が指定訪問看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。 ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問看護事業所の運営規程とは別に定められていること。 ハ 会計が指定訪問看護の事業の会計と区分されていること。
介護保険法第41条第8項 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払いをした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。 介護保険法施行規則第65条 指定居宅サービス事業者は、法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定居宅サービスについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。 (介護予防)介護保険法第53条第7項(法第41条第8項を準用)	
(介護予防) 予防条例 第70条	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

2 2 保険給付の申請に必要となる証明書の交付

○法定代理受領サービスでない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付すること。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(保険給付の申請に必要となる証明書の交付) 第78条(第25条を準用) 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。	第3の三の3(7)(第3の一の3(18)を参照) (18)保険給付の請求のための証明書の交付 居宅条例第25条は、利用者が特別区及び市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第53条の2)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

2 3 指定訪問看護の基本取扱方針

○利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うこと。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(指定訪問看護の基本取扱方針) 第71条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。	
(介護予防) 予防条例	(介護予防) 条例施行要領(第4の三の2(1))
(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針) 第75条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、目標を設定し、計画的に行われなければならない。 2 指定介護予防訪問看護事業者は、提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。 3 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者が可能な限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として指定介護予防訪問看護の提供を行わなければならない。 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるような方法による指定介護予防訪問看護の提供に努めなければならない。 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者との意思の疎通を十分に図ることその他の方法により、利用者が有する能力を最大限活用することが可能となるよう適切な働きかけに努めなければならない。	(1)指定介護予防訪問看護の基本取扱方針 予防条例第75条にいう指定介護予防訪問看護の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。 ① 指定介護予防訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに介護予防訪問看護計画に沿って行うものとしたものであること。 ② 介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。 ③ 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。また、介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。 ④ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。 ⑤ 提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問看護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

2.4 指定訪問看護の具体的取扱方針

○利用者の心身の状態等を踏まえ、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこと。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(指定訪問看護の具体的取扱方針) 第72条 指定訪問看護の具体的な取扱い、第63条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。 一 主治の医師との密接な連携及び第74条第1項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行うこと。 二 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。 三 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 四 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、指定訪問看護の提供を行うこととし、特殊な看護等を行わないこと。 五 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。	第3の三の3 (3) 指定訪問看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針 居宅条例第71条及び第72条にいう指定訪問看護の取扱方針において、特に留意すべきことは、次のとおりであること。 ① 指定訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。 ② 指定訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い改善を図る等に努めなければならないものであること。 ③ 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。 ④ 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の三つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。 なお、居宅条例第77条第2項第五号の規定に基づき、当該記録は、二年間保存しなければならない。 ⑤ 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものであること。 ⑥ 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこと。
(介護予防) 予防条例	(介護予防) 条例施行要領(第4の三の2(2))
(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針) 第76条 指定介護予防訪問看護の具体的な取扱い、第63条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。 一 主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議を通じること等の方法により、利用者の病状、心身	第4の三の2 (2) 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針 ① 予防条例第76条第1項第1号及び第2号は、看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成し、主治医に提出しなければならないこととしたものである。介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報

の状況、置かれている環境等日常生活全般の状況を把握すること。 二 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。) は、前号に規定する日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための指定介護予防訪問看護の具体的な内容、提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画(以下この条において「介護予防訪問看護計画」という。)を作成し、主治の医師に提出すること。この場合において、既に介護予防サービス計画が作成されているときは、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成すること。 三 看護師等は、介護予防訪問看護計画の作成に当たっては、当該介護予防訪問看護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ること。 四 看護師等は、介護予防訪問看護計画を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画を利用者に交付すること。 五 主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に指定介護予防訪問看護を行うこと。 六 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行うこと。 七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。 八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 九 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって指定介護予防訪問看護の提供を行うこととし、特殊な看護等を行わないこと。 十 看護師等は、介護予防訪問看護計画に基づく指定介護予防訪問看護の提供を開始した時から、当該介護予防訪問看護計画に記載した指定介護予防訪問看護の提供を行う期間が終了する時まで、少なくとも一回、当該介護予防訪問看護計画の実施状況の把握(次号及び第十一号において「モニタリング」という。)を行うこと。 十一 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告(以下この条において「介護予防訪問看護報告」という。)を作成し、当該介護予防訪問看護報告の内容について、介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問看護報告について主治の医師に定期的に提出すること。 十二 指定介護予防訪問看護事業所を管理する者(次条において「管理者」という。)は、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告の作成に関し、必要な指導及び管理を行うこと。 十三 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ	伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、介護予防訪問看護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにした上で(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、期間等を明らかにするものとする。なお、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って介護予防訪問看護の計画を立案する。 ② 同条第3号から第6号は、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、介護予防訪問看護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定介護予防訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合には、看護職員の代わりに訪問させるものであることについて説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。看護師等は、介護予防訪問看護計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。 また、介護予防訪問看護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならず、当該介護予防訪問看護計画は、予防条例第73条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならないこととしている。 ③ 同条第1項第9号は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるよう、新しい看護技術の習得等、研鑽を積むことを定め、また、医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこととしている。 ④ 同条第10号から第13号は、介護予防訪問看護計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握(モニタリング)、当該モニタリングの結果も踏まえた介護予防訪問看護報告書の作成、当該報告書の内容の担当する介護予防支援事業者への報告及び主治医への定期的な提出を義務づけたものである。 看護師等は、介護予防訪問看護報告書に、訪問を行った日、提供した看護内容、介護予防訪問看護計画書に定めた目標に照らしたサービス提供結果等を記載する。なお、当該報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した介護予防訪問看護計画書(当該計画書を予防条例第76条第3項において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。)の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。 看護師等は、介護予防訪問看護報告書に記載する内容
---	--

て介護予防訪問看護計画の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画を主治の医師に提出すること。 2 前項第1号から第12号までの規定は、同項第13号に規定する介護予防訪問看護計画の変更について準用する。 3 指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合は、第1項第2号から第5号まで、第8号、第10号から第13号まで及び前項の規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画及び介護予防訪問看護報告の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。	について、担当する介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書自体は、主治医に提出するものとする。 また、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を提供している利用者については、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成すること。作成に当たり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め介護予防訪問看護の内容を一体的に介護予防訪問看護計画書に記載するとともに、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した指定介護予防訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。 なお、管理者にあつては、介護予防訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。 ⑤ 同条第3項は、指定介護予防訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、主治医への介護予防訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとしたものであり、厚生省通知「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第55号)に定める訪問看護計画書を参考に事業所ごとに定めるもので差し支えない。 ⑥ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条第12号において、「担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定介護予防支援事業者から介護予防訪問看護計画の提供の求めがあつた際には、当該介護予防訪問看護計画を提出することに協力するよう努めるものとする。
--	---

25 主治の医師との関係

- 訪問看護の提供の開始に際して、主治医から指示書を受けること。
 - 主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできない。
 - 訪問看護計画書及び訪問看護報告書を、定期的に主治医に提出すること。
- 【指導事例】**
- * サービス提供開始後に、主治医からの指示書の交付を受けていた。
 - * 主治医からの指示を文書で受けることなく、訪問看護を行っていた。
 - * 訪問看護の内容が主治医の指示書の内容と相違している。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(主治の医師との関係) 第73条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行わなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書により受けなければならない。 3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画及び次条第四項に規定する訪問看護報告を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。 4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合は、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画及び訪問看護報告の提出は、診療録その他の診療に関する記録(以下「診療記録」という。)への記載をもって代えることができる。	第3の三の3 (4)主治医との関係(居宅条例第73条) ① 指定訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書(以下、第三の三において「指示書」という。)に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。 ② 居宅条例第73条第2項は、指定訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものであること。 ③ 指定訪問看護事業所の管理者は、主治医と連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。 ④ 指定訪問看護ステーションが主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できるものとする。ただし、電子的方法によって、個々の利用者の訪問看護に関する計画等を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面における署名又は記名・押印に代わり、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI:Healthcare Public Key Infrastructure)による電子署名を施すこと。 ⑤ 指定訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。 ⑥ 保険医療機関が指定訪問看護事業者である場合には、主治医の指示は診療録に記載されるもので差し支えないこと。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えないこと。
(介護予防) 予防条例 第77条	(介護予防) 条例施行要領(第4の三の2(3))

●介護保険最新情報 vol.59「介護報酬等に係る Q&A」(平成 12 年 3 月 31 日)

【訪問看護の回数制限】

(問 I (1)③9) 医療保険の給付対象である訪問看護では、週3日の回数制限や2カ所以上のステーションから訪問看護を受けられない等の制限があるが、介護保険においてはこうした制限はあるか。	(答) 介護保険の給付対象となる訪問看護については、週あたりの訪問回数に特段の制限はなく、又、2カ所のステーションから訪問看護の提供を受けることも可能である。
--	---

●介護保険最新情報 vol.151「介護報酬等に係る Q&A」((平成 15 年 5 月 30 日)	
【2カ所以上の事業所利用】	
(問17) 2ヶ所以上の訪問看護ステーションを利用する場合の医師の指示書について	(答) 2ヶ所以上の訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する場合は、医師の指示書が各訪問看護ステーションごとに交付される必要がある。ただし、訪問看護指示料は1人1月1回の算定となる。
●介護保険最新情報 vol629「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A」(平成 30 年 3 月 23 日)	
【訪問看護計画書等】	
(問26) 指定訪問看護ステーションが主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できるものとされたが、電子署名が行われていないメールやSNSを利用した訪問看護計画書等の提出は認められないということか。	(答) 貴見のとおりである。

2 6 訪問看護計画及び訪問看護報告の作成

○看護師等は訪問看護計画書を作成のうえ、利用者に説明し同意を得たうえで交付のこと。
○訪問看護報告書には、訪問日及び看護内容などの記載を徹底すること。

【指導事例】

- * 訪問看護計画書を作成せずに訪問看護を行っている。
- * 訪問看護計画書が、居宅サービス計画の内容と相違している。
- * 訪問看護計画書の内容が不十分である。
 - ・ 具体的な訪問看護の内容等を明確に記載していない。
 - ・ 曜日、時間によって異なる訪問看護の内容を記載していない。
 - ・ 主治医の指示、看護目標等を記載していない。
- * 訪問看護計画書について、利用者の同意を得ていない。
- * 訪問看護計画書の利用者への説明、交付を准看護師が行っていた。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(訪問看護計画及び訪問看護報告の作成) 第74条 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。) は、利用者の希望、主治の医師の指示及び当該利用者の心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問看護の内容等を記載した訪問看護計画(以下この条において「訪問看護計画」という。)を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。 2 看護師等は、訪問看護計画の作成に当たっては、当該訪問看護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。 3 看護師等は、訪問看護計画を作成した際には、当該訪問看護計画を利用者に交付しなければならない。 4 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告(以下この条において「訪問看護報告」という。)を作成しなければならない。 5 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画及び訪問看護報告の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。 6 前条第4項の規定は、訪問看護計画及び訪問看護報告の作成について準用する。	第3の三の3(5) (5) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 ① 居宅条例第74条は、看護師等(准看護師を除く。)が利用者ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成することとしたものである。 ② 看護師等は、訪問看護計画書には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的なサービス内容等を記載する。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪問看護の計画を立案する。 ③ 看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要がある。 ④ 訪問看護計画書は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。 なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。 ⑤ 訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該

訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。

なお、交付した訪問看護計画書は、居宅条例第77条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

- ⑥ 指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、居宅条例第73条第4項により、主治の医師への訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとされているため、居宅条例第74条第3項に基づく訪問看護計画書の交付については、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第55号)に定める訪問看護計画書を参考に各事業所ごとに定めるものを交付することで差し支えない。
- ⑦ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。なお、居宅条例第74条に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した訪問看護計画書(当該計画書を居宅条例第73条第4項において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。)の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。
- ⑧ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する場合についても、一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成すること。具体的には、訪問看護計画書には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものも含め訪問看護の内容を一体的に記載するとともに、訪問看護報告書には訪問日や主な内容を記載することに加え、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供した指定訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付すること。
- ⑨ 管理者にあつては、訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。
- ⑩ 指定訪問看護事業者は、主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。
- ⑪ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問看護事業者については、第3の1の3の(20)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「訪問看護計画」と読み替える。

第3の1の3の(20)

- ⑥ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基

	準(平成11年厚生省令第38号)第13条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年東京都条例第111号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第28条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めること。」と規定していることを踏まえ、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該訪問介護計画を提供することに協力するよう努めるものとする。
(介護予防) 予防条例 第76条	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

●介護保険最新情報 vol.629「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A」(平成 30 年 3 月 23 日)	
【訪問看護計画書等】	
(問27) 訪問看護計画書等については、新たに標準として様式が示されたが、平成30年4月以前より訪問看護を利用している者についても変更する必要があるのか。	(答) 新たに訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するまでの間については、従来の様式を用いても差し支えないものとするが、不足している情報については速やかに追記するなどの対応をしていただきたい。

●介護保険最新情報 vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)」(令和3年3月26日)

【理学療法士等による訪問看護】

(問12)

理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士による訪問看護は、訪問看護事業所のうち、訪問看護ステーションのみで行われ、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員(准看護師を除く)と理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が連携し作成することが示されたが、具体的にはどのように作成すればよいのか。

(答)

- ・訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士(以下、理学療法士等という。)が訪問看護を行っている利用者の訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、当該訪問看護ステーションの看護職員(准看護師除く)と理学療法士等が利用者等の情報を共有した上で、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第55号)に示す様式に準じて提供したサービス等の内容を含めて作成することとしており、これにより適切な訪問看護サービスが行われるよう連携を推進する必要がある。
- ・なお、看護職員と理学療法士等との連携の具体的な方法については、「訪問看護事業所における看護職員と理学療法士等のより良い連携のための手引き(第2版)」(平成29年度厚生労働健康増進等事業訪問看護事業における看護職員と理学療法士等のより良い連携のあり方に関する調査研究事業〈全国訪問看護事業協会〉)においても示されており、必要に応じて参考にしていただきたい。

27 同居家族に対する訪問看護の禁止

○利用者が看護師等の同居の家族である場合は、当該看護師等に指定訪問看護の提供をさせないこと。

【根拠法令】

居宅条例	
(同居家族に対する訪問看護の禁止) 第75条 指定訪問看護事業者は、看護師等に、利用者が当該看護師等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。	
(介護予防) 予防条例 第71条	

28 利用者に関する区市町村への通知

○利用者の心身の状況と、サービス内容の間に疑義が認められる場合は、保険給付適正化の観点から区市町村へ通知すること。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(利用者に関する区市町村への通知) 第78条(第30条を準用) 指定訪問看護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。	第3の三の3(7)(第3の一の3(21)を参照) (21)利用者に関する特別区及び市町村への通知 居宅条例第30条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、特別区及び市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問看護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から特別区及び市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第53条の3)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

29 緊急時等の対応

○病状の急変時には、応急手当や主治医への連絡などを行うこと。

【根拠法令】

居宅条例	
(緊急時等の対応) 第76条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。	
(介護予防) 予防条例 第72条	

30 衛生管理等

- 事業者は看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うこと。
- 看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じること。
- 感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に定める措置を講じなければならない。
- ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に十分に周知すること。
 - ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- ※①の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 【指導事例】
- * 定期健康診断の未実施など、職員の健康状態について必要な管理を行っていない。
- * 他で健康診断を受診した職員の健康状態について、必要な管理を行っていない。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(衛生管理等) 第78条(第32条を準用) 指定訪問看護事業者は、<u>看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</u> 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。 3 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。 居宅規則 第13条(第4条の2を準用) 条例第32条第3項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。 一 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知すること。 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 三 看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	第3の三の3(7) (第3の一の3(23)を参照) (23)衛生管理等 ①居宅条例第32条第1項及び第2項は、指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問看護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。 ②同条第三項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。(中略) また、感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の

状況に応じ、おおむね六月に一回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

登録看護師等を含めて、看護師等その他の従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年一回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当

	該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年一回以上)に行う必要がある。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第54条の2) 予防規則 第13条(準用第9条の2)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

3 1 掲示

- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
- 前項に規定する事項を記載した書面を指定訪問看護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 重要事項をウェブサイトに掲載すること。※令和7年3月31日までは経過措置期間(1年間にサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である事業所は除く。)
- 【指導事例】
- * 事業所内にサービスの選択に資すると認められる重要事項を閲覧用に備え付けていない(事務室内、利用者等が立ち入らない場所への備え付け等)。
 - * 利用者から見やすい場所に掲示されていない。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(掲示) 第78条(第33条を準用) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定訪問看護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 3 指定訪問看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。	第3の三の3(7)(第3の一の3(24)を参照) (24) 掲示 ① 居宅条例第33条第1項は、指定訪問看護事業者は、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定訪問看護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものである。また、同条第3項は、指定訪問看護事業所は、原則として、重要事項を当該指定訪問看護事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。が、なお、指定訪問介護事業者は、重要事

	項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。 イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ロ 看護師等の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、<u>看護師等</u>の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ハ 施行規則第140条の44項各号に掲げる基準に該当する指定訪問介護事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、居宅条例第33条第3項の規定によるウェブサイトへの掲載を行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第1項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第2項や居宅条例第276条の規定に基づく措置に代えることができること。 ② 同条居宅条例第33条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定訪問看護事業所内に備え付けることで同条第一項の掲示に代えることができることを規定したものである。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第54条の三の2)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

3 2 秘密保持等

- 従業者でなくなった後も秘密を保持すべきことを、雇用時などに取り決めておくこと。
- サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。

【指導事例】

- * 従業者の守秘義務についての取り決めに徹底していない。
- * 個人情報の使用に関する同意を明確に得ていない（利用者の個人情報の同意（利用者が同意）と家族の個人情報の同意（当該家族が同意）とを区分していない等）。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
秘密保持等 第78条(第34条を準用) 指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 指定訪問看護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。	第3の三の3(7) (第3の一の3(25)を参照) (25)秘密保持等 ① 居宅条例第34条第1項は、指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。 ② 同条第2項は、指定訪問看護事業者に対して、過去に当該指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。 ③ 同条第3項は、看護師等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問看護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第54条の4)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

3 3 広告

○虚偽又は誇大な広告を行わないこと。

【根拠法令】

居宅条例	
(広告) 第78条(第35条を準用) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。	
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第54条の5)	

3 4 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

○居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利益を供与しないこと。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止) 第78条(第36条を準用) 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	第3の三の3(7)(第3の一の3(27)を参照) (27)居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 居宅条例第36条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第54条の6)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

35 苦情処理

- 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書へ苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに掲示等を行うこと。
- 苦情内容は、受付日、その内容等を記録のうえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。
- 【指導事例】
- * 事業所への苦情対応の措置を、利用者に明確に周知していない（重要事項説明書に事業所の苦情相談窓口を記載していない等）。
- * 外部機関（保険者、国保連）の苦情相談窓口を記載していない。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(苦情処理) 第78条(第37条を準用) 指定訪問看護事業者は、利用者及びその家族からの指定訪問看護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 3 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。 4 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。	第3の三の3(7) (第3の一の3(28)を参照) (28) 苦情処理 ① 居宅条例第37条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、第3の一の3の(24)の①に準ずるものとする。 ② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問看護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定訪問看護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。 また、指定訪問看護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 なお、居宅条例第41条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。 ③ 同条第3項は、介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である特別区及び市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、特別区及び市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問看護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第54条の7)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

36 地域との連携等

- 事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めること。
- 指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めること。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(地域との連携等) 第78条(第38条を準用) 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めなければならない。	第3の三の3(7)(第3の一の3(29)を参照) (29)地域との連携等 ① 居宅条例第38条は、居宅条例第3条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、特別区及び市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。 なお、「特別区及び市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く特別区及び市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。 ② 同条第二項は、高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定訪問看護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問看護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、第13条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第54条の8)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

3 7 事故発生時の対応

- 事故が発生した場合は、利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業者、区市町村等に対して連絡等を行うとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録のうえ、事故原因を解明して再度の発生を防ぐための対策を講じること。
- なお、賠償すべき事態に速やかに対応できるよう損害賠償保険の加入等が望ましい。
- 【指導事例】
- * 事故の状況、事故に際して講じた処置について記録していないため、事故の詳細、事故発生時の事業所の対応、再発防止策等が不明確である。
 - * 事故発生に係る報告を、保険者に対して行っていない。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(事故発生時の対応) 第78条(第39条を準用) 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。	第3の三の3(7)(第3の一の3(30)を参照) (30) 事故発生時の対応 居宅条例第39条は、利用者が安心して指定訪問看護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、特別区及び市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。 また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 なお、居宅条例第41条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。 このほか、以下の点に留意するものとする。 ① 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問看護事業者が定めておくことが望ましいこと。 ② 指定訪問看護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 ③ 指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第54条の9)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

38 虐待の防止

- 虐待の発生及び再発を防止するため、以下に定める措置を講じなければならない。
- ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に十分に周知すること。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(虐待の防止) 第78条(第39条の2を準用) 第三十九条の二 指定訪問看護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。 居宅規則 第13条(第4条の3を準用) 条例第39条の2に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。 一 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に十分に周知すること。 二 虐待の防止のための指針を整備すること。 三 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 2 前項第一号の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。	第3の三の3(7)(第3の一の3(31)を参照) (31)虐待の防止 居宅条例第三十九条の二は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、介護保険法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、<u>指定訪問看護事業者</u>は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成十七年法律第二百二十四号。以下「<u>高齢者虐待防止法</u>」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。 ・ 虐待の未然防止 指定訪問看護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第三条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が<u>高齢者虐待防止法</u>等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・ 虐待等の早期発見 指定訪問看護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・ 虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問看護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対す

る調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第一号)

「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針(第二号)

	指定訪問看護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第三号) 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問看護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問看護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年一回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内職員研修での研修で差し支えない。 ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者(第四号) 指定訪問看護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第54条の9の2) 予防規則 第13条(準用第9条の3)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

【虐待防止委員会及び研修について】

(問170)

居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なうべきではないのか。

(答)

- ・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
 - ・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
 - ・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。
 - ・なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。
 - ・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。
- (※) 社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

39 会計の区分

○事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分すること。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(会計の区分) 第78条(第40条を準用) 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護事業所において経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。	第3の三の3(7)(第3の一の3(32)を参照) (32)会計の区分 居宅条例第40条は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。
(介護予防) 予防条例 第74条(準用第54条の10)	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

40 記録の整備

○従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備すること。
○利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を2年間保存すること。

【根拠法令】

居宅条例	条例施行要領(第3の三 訪問看護)
(記録の整備) 第77条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。 2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。 一 第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書 二 訪問看護計画 三 訪問看護報告 四 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録 五 第72条第3号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 六 次条において準用する第30条に規定する区市町村への通知に係る記録 七 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録 八 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録	第3の三の3(6) (6)記録の整備 居宅条例第七十七条第二項は、指定訪問看護事業者が同項各号に規定する記録を整備し、二年間保存しなければならないこととしたものである。 なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 また、指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、居宅条例第77条により整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。
(介護予防) 予防条例 第73条	(介護予防) 条例施行要領 第4の一

●介護保険最新情報 vol.952 「令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ３）」（令和３年３月２６日）

【指定基準の記録の整備の規定について】

（問２）

指定基準の記録の整備の規定における「その完結の日」の解釈が示されたが、指定権者が独自に規定を定めている場合の取扱い如何。

（答）

- ・ 指定権者においては、原則、今回お示した解釈に基づいて規定を定めていただきたい。
- ・ なお、指定権者が独自に規定を定めている場合は、当該規定に従っていれば、指定基準違反になるものではない。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

勤務形態欄
A: 常勤-専従 B: 常勤-兼務 C: 常勤外-専従 D: 常勤外-兼務

看護職員の勤務体制は予定、実績とも
常勤換算2.5を満たさなければならない。

【例1】管理者が管理者業務に専従の場合

職 種	勤務 形態	氏 名	第 1 週							第 4 週							計
			1 火	2 水	3 木	4 金	5 土	6 日	7 月	24 木	25 金	26 土	27 日	28 月	29 火	30 水	
管理者	A	○ ○子	8	8	8	8			8	8	8			8		8	168
保健師	A	△ △太郎	8	8	8	8			8	8	8			8		8	168
看護師	B	□ □美	4	4	4	4			4	4	4			4		4	84
看護師	C	☆ ☆次郎		8		8			8							8	104
准看護師	C	× ×子	4	4	4	4			4							4	84
		計															440
事務員	A	※※ ※雄	8	8	8	8			8							8	168

管理者業務は常勤換算の対象でないので不算入。

記入例として、休業日の場合、勤務のない日として記載した。

兼務している場合は兼務先を記入する。

同一敷地内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員

小数点2位以下切り捨て。常勤換算は看護師、准看護師、保健師のみで算定。

※常勤の従業者（看護職員）が当該月勤務すべき時間数（就業規則等で定める常勤看護職員が勤務すべき時間と日数で計算）＝168時間（8時間×21日（例として））

440h/168h(※)≒2.6人月

【例2】管理者が兼務の場合（管理業務と訪問看護業務）

職 種	勤務 形態	氏 名	第 1 週							第 4 週							計
			1 火	2 水	3 木	4 金	5 土	6 日	7 月	24 木	25 金	26 土	27 日	28 月	29 火	30 水	
管理者	B	○ ○子	3	4	3	4			2	3	4			2		4	63
看護師	B	○ ○子	5	4					4	6	5			4		5	105
保健師	A	△ △太郎	8	8	8	8			8	8	8			8		8	168
看護師	A	□ □美	8	8	8	8			8	8	8			8		8	168
		計															441
理学療法士	C	☆ ☆							8		8			8		8	104
事務員	A	※※ ※雄	8	8	8	8			8	8	8			8		8	168

常勤兼務のため『B』を記入する。

管理者業務は常勤換算の対象でないので不算入。

兼務先との実態に合わせ勤務に要する時間を記入する。

兼務している場合は兼務先を記入する。

当該事業所の訪問看護師と兼務

理学療法士、作業療法士は常勤換算の対象でないので算入しない。

小数点2位以下切り捨て。常勤換算は看護師、准看護師、保健師のみで算定。

441h/168h≒2.6人月